

【新旧対照表】 令和8年度 特定地域型保育事業指導検査基準の主な改正内容（運営管理）

該当箇所	改正内容		改正理由
	新	旧	
I-② 運営管理			
2 基本方針及び組織 (2) 利用者の人権の擁護、虐待の防止	【基本的考え方】 1 保育所は、利用者の人権に十分配慮するとともに、一人<u>一人</u>の人格を尊重して運営を行わなければならない。 また、保育所の職員の職員は、入所中の児童に対し、<u>児童福祉法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他児童</u>の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 (略) (参考) 保育所や幼稚園等における虐待の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン（令和7年8月改訂 こども家庭庁、文部科学省） 【関係法令等】 (1) (略) (2) (略) <u>(削除)</u> <u>(3)</u>及び<u>(4)</u> (略)	【基本的考え方】 1 保育所は、利用者の人権に十分配慮するとともに、一人<u>ひとり</u>の人格を尊重して運営を行わなければならない。 また、保育所の職員の職員は、入所中の児童に対し、心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 (略) (参考) 保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン（令和5年5月 こども家庭庁） 【関係法令等】 (1) (略) (2) (略) <u>(3) 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第3条</u> <u>(4)</u>及び<u>(5)</u> (略)	検査基準見直しによる改正
<u>(25) 業務管理体制</u>	【基本的考え方】 1 <u>特定教育・保育施設の設置者、特定地域型保育事業者及び特定乳児等通園支援事業者（以下「特定教育・保育提供者」という。）は内閣府令で定める基準に従い、業務管理体制を整備しなければならない。</u> 2 特定教育・保育提供者は、次の各号に掲げる区分	<u>(新設)</u>	

該当箇所	改正内容		改正理由
	新	旧	
	に<u>応じ、当該各号に定める者に対し、内閣府令で定めるところにより、業務管理体制の整備に関する事項を届け出なければならない。</u> (1) <u>その確認に係る全ての教育・保育施設、地域型保育事業を行う事業所（その確認に係る地域型保育の種類が異なるものを含む。次号において同じ。）又は乳児等通園支援事業所が一の市町村の区域に所在する特定教育・保育提供者 市町村長</u> (2) <u>その確認に係る教育・保育施設、地域型保育事業を行う事業所又は乳児等通園支援事業所が二以上の都道府県の区域に所在する特定教育・保育提供者 内閣総理大臣</u> (3) <u>前二号に掲げる特定教育・保育提供者以外の特定教育・保育提供者 都道府県知事</u> 3 <u>届出を行った特定教育・保育提供者は、その届出た事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を当該届出を行った者に届け出なければならない。</u> 4 <u>内閣府令で定める基準は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。</u> (1) <u>確認を受けている施設又は事業所の数が一以上二十未満の事業者 法令を遵守するための体制の確保に係る責任者（以下「法令遵守責任者」という。）の選任をすること。</u> (2) <u>確認を受けている施設又は事業所の数が二十以上百未満の事業者 法令遵守責任者の選任をすること及び業務が法令に適合することを確保するための規程を整備すること。</u> (3) <u>確認を受けている施設又は事業所の数が百以上の事業者法令遵守責任者の選任をすること、業務が法令に適合することを確保するための規程を整備すること及び業務執行の状況の監査を定期的に行うこと。</u>		

該当箇所	改正内容		改正理由
	新	旧	
	<u>【観点】</u> 1 業務管理体制を整備しているか。 1 業務管理体制の整備に関する事項について、区分に応じて届け出ているか。 1 届け出た事項に変更があった時は、遅滞なく届け出ているか。 1 法令を遵守するための体制の確保に係る責任者（法令遵守責任者）を選任しているか。 2 法令遵守責任者の選任をすること及び業務が法令に適合することを確保するための規程を整備しているか。 3 法令遵守責任者の選任をすること、業務が法令に適合することを確保するための規程を整備すること及び業務執行の状況の監査を定期的に行っているか。 <u>【根拠法令等】</u> (1) 子ども・子育て支援法第 55 条 (2) 子ども・子育て支援法施行規則第 45 条 <u>【評価事項】及び【評価】</u> (1) 業務管理体制を整備していない。【C】 (1) 業務管理体制の整備に関する事項について、区分に応じて届け出していない。【C】 (1) 届け出た事項に変更があった時は、遅滞なく届け出していない。【C】 (1) 法令を遵守するための体制の確保に係る責任者（法令遵守責任者）を選任していない。 (1) 法令遵守責任者の選任をすること及び業務が法令に適合することを確保するための規程を整備していない。【C】 (1) 法令遵守責任者の選任をすること、業務が法令に適合することを確保するための規程を整備すること及び業務執行の状況の監査を定期的に行っていない。		

該当箇所	改正内容		改正理由
	新	旧	
	<u>い。【C】</u>		
4 職員の状況 (7) 関連帳簿の整備	【基本的考え方】 職員の状況を把握するため、関連帳簿を整備しておかなければならない。 (1) 資格証明書（<u>保育士登録証（保育士証）</u>の写し、医師免許証の写し等） (2) 及び(3) （略）	【基本的考え方】 職員の状況を把握するため、関連帳簿を整備しておかなければならない。 (1) 資格証明書（<u>保育士証の写し</u>、医師免許証の写し等） (2) 及び(3) （略）	文言の修正
12 公定価格における各種加算等の状況等 <u>加算・減算等について</u>	【基本的考え方】 <u>1 各種加算の適用について</u> 以下の加算において、加算要件を満たす場合に加算する。 <u>(1) 保育士比率向上加算（B型に限る。）</u> <u>(2) 障害児保育加算</u> <u>(3) 1歳児配置改善加算</u> <u>(4) 休日保育加算</u> <u>(5) 施設機能強化推進費加算</u> <u>(6) 栄養管理加算</u> <u>(7) 療育支援加算</u> <u>(8) 処遇改善等加算</u> <u>2 各種減算の適用について</u> 以下の減算において、減算要件に該当する場合に減算する。 <u>(1) 施設長を配置していない場合</u> <u>(2) 安全計画の策定等をしていない場合</u> <u>(3) 経営情報の報告等を行っていない場合</u>	(新設)	通知廃止・発出による修正

該当箇所	改正内容		改正理由
	新	旧	
(1) 保育士比率向上加算 (B型に限る。)～(9)その他	<u>【観点】</u> <u>1 各種加算の要件を満たしているか。</u> <u>1 各種減算の要件に該当するか。</u> <u>【関係法令等】</u> <u>(1) 留意事項通知第1（1）別紙6Ⅲ2～7、別紙9Ⅲ2～7、処遇改善等加算通知第1の1、処遇改善等加算通知 第2の1、処遇改善等加算通知 第2の2、処遇改善等加算通知 第2の3</u> <u>(2) 留意事項通知第1（1）別紙6Ⅳ3～5、別紙9Ⅳ3～5</u> <u>【評価事項及び評価】</u> <u>(1) 各種加算の要件を満たしていない。【C】</u> <u>(1) 各種減算の要件に該当しているが、減算処理をしていない。【C】</u> <u>(削除)</u>		

【新旧対照表】 令和 8 年度 特定地域型保育事業指導検査基準の主な改正内容（保育内容）

該当箇所	改正内容		改正理由
	新	旧	
凡例 保 育 内 容（関係法令及び通知等）			
凡例 項目番号 45	【関係法令及び通知等】 <u>令和8年3月30日こ成案第45号、7教参学52号</u> 「教育・保育施設等における事故の報告等について」 【略称】 <u>こ成安第45号通知</u>	【関係法令及び通知等】 <u>令和7年3月21日こ成案第44号、6教参学51号</u> 「教育・保育施設等における事故の報告等について」 【略称】 <u>こ成安第44号通知</u>	通知廃止・発出による修正
凡例 項目番号 46	【関係法令及び通知等】 <u>令和8年4月1日8福祉子保第19号</u> 「教育・保育施設等における事故発生時等の対応について」 【略称】 <u>8福祉子保19号通知</u>	【関係法令及び通知等】 <u>令和7年3月21日6福祉子保第5649号</u> 「教育・保育施設等における事故発生時等の対応について」 【略称】 <u>6福祉子保第5649号通知</u>	通知廃止・発出による修正
凡例 項目番号 48	【関係法令及び通知等】 <u>令和8年3月30日こ成安第46号、7教参学第53号</u> 「教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的な検証について」 【略称】 重大事故の再発防止のための事後的な検証通知	【関係法令及び通知等】 <u>令和7年3月21日こ成安第45号、6教参学第52号</u> 「教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的な検証について」 【略称】 重大事故の再発防止のための事後的な検証通知	通知廃止・発出による修正
凡例 項目番号 49	【関係緒法令及び通知等】 <u>令和7年9月16日こ成基第213号、こ成保第533号、こ成母第2065号、こ支家第381号、こ支障第352号、7初幼教第5号</u> 「保育所等における低年齢児の健康診断について」 【略称】 <u>こ成保第533号通知</u>	(追加)	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令（令和7年内閣府令第82号）の施行による追

該当箇所	改正内容		改正理由
	新	旧	
			加。
凡例 項目番号 51	【関係法令及び通知等】 令和8年4月7日こ成保第 253 号「延長保育事業の実施について」 【略称】 延長保育実施要綱	【関係法令及び通知等】 令和6年4月1日こ成保第 225 号「延長保育事業の実施について」 【略称】 延長保育実施要綱	関係法令の一部改正による修正
凡例 項目番号 52	【関係法令及び通知等】 令和8年3月31日7こ保発第 16490 号「特定教育・保育施設における事故発生時の事故報告書の提出について」 【略称】 7こ保発第 16490 号通知	【関係法令及び通知等】 令和5年5月22日5こ保発第 10914 号「特定教育・保育施設における事故発生時の事故報告書の提出について」 【略称】 5こ保発第 10914 号通知	関係法令の一部改正による修正
凡例 項目番号 49～54	50～54（略）	49～53（略）	項目番号 49 の新規追加による 50 から 54 までの連番修正
Ⅱ－② 保 育 内 容			
1 保育の状況 （2）人権の尊重 イ 虐待等の行為	【基本的考え方】 保育所の職員は、入所中の児童に対し、次に掲げる行為その他児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 ① 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。 ② 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわ	【基本的考え方】 保育所の職員は、入所中の児童に対し、次に掲げる行為その他児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 ① 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。 ② 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわ	・ガイドラインの改訂による修正 ・児童福祉法改正による修正

該当箇所	改正内容		改正理由
	新	旧	
	いせつな行為をさせること。 ③ 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、<u>当該保育所に通う</u>他の児童による①、②又は④<u>までに掲げる</u>行為の放置その他の施設職員としての養育又は業務を著しく怠ること。 ④ 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。 (参考) <u>保育所や幼稚園等における虐待の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン（令和7年8月改訂 こども家庭庁、文部科学省）</u> 【関係法令】 (1) 設備・運営基準条例第12条 (2) 児童福祉法第33条の10、<u>11</u> (3) 保育所保育指針第1章1（1）ア、エ、 （5）ア	いせつな行為をさせること。 ③ 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、<u>同居人若しくは生活を共にする</u>他の児童による①、②又は④の行為の放置その他の施設職員としての養育又は業務を著しく怠ること。 ④ 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。 (参考) <u>保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン（令和5年5月 こども家庭庁）</u> 【関係法令】 (1) 設備・運営基準条例第12条 (2) 児童福祉法第33条の10 (3) <u>児童虐待の防止等に関する法律第3条（削除）</u> (4) 保育所保育指針第1章1（1）ア、エ、 （5）ア	
2 食事の提供の状況	【基本的考え方】 （略） 参考 <u>「児童福祉施設等における食事の提供ガイド」（子ども家庭庁）</u>、「楽しく食べる子どもに～保育所における食育に関する指針～」（厚生労働省）	【基本的考え方】 （略） 参考 <u>「保育所における食事の提供ガイドライン」</u>、「楽しく食べる子どもに～保育所における食育に関する指針～」（厚生労働省）	ガイドラインの策定による修正

該当箇所	改正内容		改正理由
	新	旧	
3 健康・安全の状況 (3) 児童健康診断	【基本的考え方】 (略) <u>なお、母子保健法に規定する健康診査の内容が保育所等の健康診断の全部又は一部に相当すると認められ、かつ、保育所等の長等がその結果を把握するときは、当該健康診断の全部又は一部を行わないことができる。</u> 【関係法令】 (1) 設備・運営基準条例第17条第3項 (2) 学校保健安全法第11条、13条、第17条 (3) 学校保健安全法施行令 (4) 学校保健安全法施行規則 (5) 保育所保育指針第3章1(2)イ (6) 児発第284号通知 (7) <u>こ成保第533号通知</u>	【基本的考え方】 (略) 【関係法令】 (1) 設備・運営基準条例第17条第3項 (2) 学校保健安全法第11条、13条、第17条 (3) 学校保健安全法施行令 (4) 学校保健安全法施行規則 (5) 保育所保育指針第3章1(2)イ (6) 児発第284号通知	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令（令和7年内閣府令第82号）の施行による見直し等
3 健康・安全の状況 (3) 乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止	【観点】 1 乳幼児突然死症候群(SIDS)の予防及び睡眠中の事故防止対策を講じているか。 ・児童の顔が見える仰向けに寝かせている、児童の顔色・呼吸の状態をきめ細かく観察<u>する</u>、厚着をさせすぎ<u>ない</u>、<u>職員がそばで見守る等、睡眠中の事故防止対策が講じられているか。</u>	【観点】 1 乳幼児突然死症候群(SIDS)の予防及び睡眠中の事故防止対策を講じているか。 ・児童の顔が見える仰向けに寝かせている<u>か。</u> ・児童の顔色、呼吸の状態をきめ細かく観察<u>しているか。</u> ・厚着をさせすぎ<u>ていないか。</u> ・<u>保育室内は禁煙となっているか。（削除）</u> ・<u>機器の使用の有無にかかわらず、必ずそばで職員が見守っているか。</u>	3 健康・安全の状況 (8) 乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止の修正

該当箇所	改正内容		改正理由
	新	旧	
3 健康・安全の状況 (9)児童の安全確保 ウ 事故発生時の対応	【基本的考え方】 1 (略) 【関係法令】 (1) 保育所保育指針第3章1(3)ア (2) 設備・運営基準条例第19条 (3) <u>8 福祉子保第19号通知</u> (4) 重大事故の再発防止のための事後的な検証通知 (5) こ成事第175号通知別紙1-2(2)第1-1[保育所] (7) 2 ①～③ (略) <u>④ 自動車への置き去り事故</u> <u>⑤</u> 感染症若しくは食中毒の発生又は発生が疑われる状況が生じ、次のア、イ又はウに該当する場合 ア～ウ (略) <u>⑥</u> 迷子、置き去り、連れ去り等が発生し又は発生しかけた場合 <u>⑦</u> その他、児童の生命又は心身に重大な被害が生じる事故に直結するような事案(児童への暴力やわいせつ行為等の事実があると思慮される事案を含む。)が発生した場合 事故報告の第1報は原則事故発生当日(遅くとも事故発生翌日)、第2報は原則1か月以内程度とし、状況の変化や必要に応じて、追加の報告を行うこと	【基本的考え方】 1 (略) 【関係法令】 (1) 保育所保育指針第3章1(3)ア (2) 設備・運営基準条例第19条 (3) <u>6 福祉子保第5649号通知</u> (4) 重大事故の再発防止のための事後的な検証通知 (5) こ成事第175号通知別紙1-2(2)第1-1[保育所] (7) 2 ①～③ (略) <u>④</u> 感染症若しくは食中毒の発生又は発生が疑われる状況が生じ、次のア、イ又はウに該当する場合 ア～ウ (略) <u>⑤</u> 迷子、置き去り、連れ去り等が発生し又は発生しかけた場合 <u>⑥</u> その他、児童の生命又は心身に重大な被害が生じる事故に直結するような事案(児童への暴力やわいせつ行為等の事実があると思慮される事案を含む。)が発生した場合 事故報告の第1報は原則事故発生当日(遅くとも事故発生翌日)、第2報は原則1か月以内程度とし、状況の変化や必要に応じて、追加の報告を行うこと。ま	通知廃止・発出による追加・修正

該当箇所	改正内容		改正理由
	新	旧	
	と。また、事故発生の 要因分析や検証等の結果については、作成され次第報告すること。 【関係法令】 (1) <u>こ成安第45号通知</u> (2) <u>8 福祉子保第19号通知</u> (3) こ成事第175号通知別紙 1-2(2)第1-1[保育所](5) 3 (略) ① <u>受診した怪我等</u> ②～⑤ (略) 【関係法令】 (1) 運営基準条例第50条 (第32条第2項準用) (2) 運営費要綱第16条 (3) <u>7 こ保発第16490号通知</u>	た、事故発生の 要因分析や検証等の結果については、作成され次第報告すること。 【関係法令】 (1) <u>こ成安第44号通知</u> (2) <u>6 福祉子保第5649号通知</u> (3) こ成事第175号通知別紙 1-2(2)第1-1[保育所](5) 3 (略) ① <u>施設での怪我等</u> ②～⑤ (略) 【関係法令】 (1) 運営基準条例第50条 (第32条第2項準用) (2) 運営費要綱第16条 (3) <u>5 こ保発第10914号通知</u>	

【新旧対照表】 令和 8 年度 小規模保育所指導検査基準の主な改正内容（会計経理）

該当箇所	改正内容		改正理由
	新	旧	
Ⅲ－② 会計経理			
凡例 項目番号 5	【関係法令及び通知等】 <u>令和 7 年 4 月 1 1 日付こ成保 2 9 6 7 文科初第 2 5 0 号</u> <u>「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」</u>	【関係法令及び通知等】 <u>令和 5 年 6 月 7 日付こ成保 3 9 5 文科初第 5 9 1 号</u> <u>「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」</u>	通知廃止・発出による修正
Ⅲ 共通 1 処遇改善等加算 （1）加算額に係る使途	<u>（削除）</u>	【基本的な考え方】 （略） 【観点】 （略） 【関係法令】 （略） 【評価事項】及び【評価】 （略）	通知廃止
（2）処遇改善等加算Ⅰ 加算率	<u>（削除）</u>	【基本的な考え方】 （略） 【観点】 （略） 【関係法令】 （略） 【評価事項】及び【評価】 （略）	通知廃止
（3）処遇改善等加算Ⅰ 賃金改善要件	<u>（削除）</u>	【基本的な考え方】 （略） 【観点】 （略） 【関係法令】 （略） 【評価事項】及び【評価】 （略）	通知廃止

該当箇所	改正内容		改正理由
	新	旧	
(4) 処遇改善等加算Ⅰ キャリアパス要件	<u>(削除)</u>	【基本的な考え方】 (略) 【観点】 (略) 【関係法令】 (略) 【評価事項】及び【評価】 (略)	通知廃止
(5) 処遇改善等加算Ⅱ	<u>(削除)</u>	【基本的な考え方】 (略) 【観点】 (略) 【関係法令】 (略) 【評価事項】及び【評価】 (略)	通知廃止
(6) 処遇改善等加算Ⅲ	<u>(削除)</u>	【基本的な考え方】 (略) 【観点】 (略) 【関係法令】 (略) 【評価事項】及び【評価】 (略)	通知廃止
Ⅲ 共通 1 処遇改善等加算 (1) 賃金の改善	<u>【基本的な考え方】</u> <u>1 加算額の使途</u> <u>区分1に係る加算額は、職員の賃金の勤続年数等を基準として行う昇給等に適切に充てること。</u> <u>区分2、区分3に係る加算額は、その全額を職員の賃金の改善に確実に充てること。</u> <u>また、当該改善の前提として、国家公務員の給与改定に伴う公定価格における人件費の増額改定分に係る支給額についても、その全額を職員の賃金の改善に確実に充てること。</u> <u>2 賃金改善の方法</u>	<u>【基本的な考え方】</u> <u>(新設)</u>	通知発出

該当箇所	改正内容		改正理由
	新	旧	
	<u>処遇改善等加算による賃金の改善に当たっては、その方針をあらかじめ職員に周知し、改善を行う賃金の項目以外の賃金の項目の水準を低下させないことを前提に行うとともに、対象者や賃金改善額が恣意的に偏ることなく、改善が必要な職種の職員に対して重点的に講じられるよう留意すること。</u> <u>3 他の施設・事業所の賃金改善への充当</u> <u>区分2に係る加算額については、その一部を同一の設置者・事業者が運営する他の施設・事業所における賃金の改善に充てることができること。</u> <u>（注）特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所（当該施設・事業所が所在する市町村の区域外に所在するものを含む。）に限る。</u> <u>4 加算当年度の残額が翌年度に存在する場合の取扱い</u> <u>加算当年度の終了後、「①加算当年度の加算による改善額等の影響を除いた賃金総額」が「②基準年度における加算額等の影響を除いた賃金総額」を下回った場合は、その翌年度内に速やかに、その差額の全額を一時金等により支払い、職員の賃金の改善に充てること。</u> <u>【観点】</u> <u>1 区分1に係る加算額は、職員の賃金の勤続年数等を基準として行う昇給等に適切に充てているか。</u> <u>区分2、区分3に係る加算額は、その全額を職員の賃金の改善に充てているか。</u> <u>増額改定の全額を職員の賃金の改善に充てているか。</u> <u>2</u> <u>（1）処遇改善等加算による賃金の改善に当たっては、その方針をあらかじめ職員に周知しているか</u> <u>（2）賃金改善を行う賃金の項目以外の項目の水準を低下させていないか。</u> <u>（3）対象者や賃金改善額が恣意的に偏ることなく、改善が必要な職種の職員に重点的に講じられているか。</u> <u>3 適正に他の施設・事業所の賃金改善に充てているか。</u> <u>4 加算当年度の翌年度において加算当年度に支払うべき残額がある場合には、その翌年度内に速やかに、その全額</u>	<u>【観点】</u> <u>（新設）</u>	

該当箇所	改正内容		改正理由
	新	旧	
	<u>を一時金等により支払い、職員の賃金改善に充てているか。</u> 【関係法令】 <u>1 処遇改善等加算通知第5 1</u> <u>2 処遇改善等加算通知第5 2</u> <u>3 処遇改善等加算通知第5 3</u> <u>4 処遇改善等加算通知第5 4</u> 【評価事項】及び【評価】 <u>1 区分1に係る加算額を、職員の賃金の勤続年数等を基準として行う昇給等に適切に充てていない。【C】</u> <u>区分2、区分3に係る加算額の全額を職員の賃金の改善に充てていない。【C】</u> <u>増額改定の全額を職員の賃金の改善に充てていない。【C】</u> <u>2</u> <u>(1) 処遇改善等加算による賃金の改善に当たってその方針をあらかじめ職員に周知していない。【B】</u> <u>(2) 賃金改善を行う賃金の項目以外の項目の水準を低下させている。【C】</u> <u>(3) 対象者や賃金改善額が恣意的に偏ることなく、改善が必要な職種の職員に重点的に講じられていない。【C】</u> <u>3 適正に他の施設・事業所の賃金改善に充てていない。【C】</u> <u>4 加算当年度の翌年度において加算当年度に支払うべき残額がある場合に、その翌年度内に速やかに、その全額を一時金等により支払い、職員の賃金改善に充てていない。【C】</u>	【関係法令】 <u>(新設)</u> 【評価事項】及び【評価】 <u>(新設)</u>	

該当箇所	改正内容		改正理由
	新	旧	
	【評価事項】及び【評価】 <u>1 就業規則等において、職員の職位、職責又は職務内容等に応じた勤務条件等の要件及び賃金体系を定めていない。【C】</u> <u>2 資質向上の目標及び具体的な計画を策定していない。【B】</u> <u>3 資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施していない。【B】</u> <u>資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施していない。【B】</u> <u>4 資格取得のための支援を実施していない。【B】</u> <u>5 要件に掲げる事項を全ての職員に周知していない。【B】</u>	【評価事項】及び【評価】 <u>(新設)</u>	
区分2及び区分3に係る共通の要件	【基本的な考え方】 <u>加算当年度の賃金改善実施期間において次に掲げる要件をすべて満たすこと。</u> <u>1 区分2と区分3のそれぞれにおいて、「加算による改善等見込総額」が「加算見込額」を下回っていないこと。また、加算当年度の翌年度において、加算による改善等実績総額が加算額を下回った場合は、その全額を速やかに職員の賃金と加算による改善額に伴う法定福利費等の事業主負担分として支払うこと。</u> <u>2 区分2と区分3を併せた加算による改善見込額は、1/2以上を基本給・決まって毎月支払われる手当により改善すること。</u> <u>3 加算当年度の途中において国家公務員の給与改定に伴う増額改定が生じた場合には、それに応じた賃金の追加的な支払を行うものとする。</u> <u>4 原則として、「①加算当年度の加算による改善額等の影響を除いた賃金見込総額」が「②基準年度における加算額等の影響を除いた支払賃金総額」を下回っていないこと。また、加算当年度の翌年度において、①が②を下回った場合には、その全額を速やかに職員の賃金として支払うこと。</u> <u>5 賃金改善の具体的な内容を職員に周知していること。</u>	【基本的な考え方】 <u>(新設)</u>	通知発出

該当箇所	改正内容		改正理由
	新	旧	
区分3の要件	【基本的な考え方】 <u>加算当年度の賃金改善実施期間において次に掲げる要件をすべて満たすこと。</u> 1 <u>研修修了者が少なくとも合計1人以上いること。</u> 2 <u>副主任保育士等、職務分野別リーダー等の職員に対し賃金の改善を行い、かつ、職員の職位、職責、又は職務内容等に応じた勤務条件等の要件及びこれに応じた賃金体系を定めて就業規則等の書面で整備し、全ての職員に周知していること。</u> 3 <u>個別の職員に対する賃金の改善額は、副主任保育士等、職務分野別リーダー等の職員の区分に応じ、処遇改善加算通知第2 3（3）に定める要件を満たすこと。</u> 【観点】 1 <u>研修修了者が少なくとも合計1人以上いるか。</u> 2 <u>副主任保育士等、職務分野別リーダー等の職員に対し賃金の改善を行い、かつ、職員の職位、職責、又は職務内容等に応じた勤務条件等の要件及びこれに応じた賃金体系を定めて就業規則等の書面で整備し、全ての職員に周知しているか。</u> 3 <u>個別の職員に対する賃金の改善額は、副主任保育士等、職務分野別リーダー等の職員の区分に応じ、処遇改善加算通知第2 3（3）に定める要件を満たしているか。</u> 【関係法令】 1 <u>処遇改善等加算通知 第2 3（1）</u> 2 <u>処遇改善等加算通知 第2 3（2）</u> 3 <u>処遇改善等加算通知 第2 3（3）</u> 【評価事項】及び【評価】 1 <u>研修修了者が合計1人以上いない。【C】</u> 2 <u>副主任保育士等、職務分野別リーダー等の職員に対し賃金の改善を行い、かつ、職員の職位、職責、又は職務内容等に応じた勤務条件等の要件及びこれに応じた賃金体系を定めて就業規則等の書面で整備し、全ての職員に周知していない。【C】</u> 3 <u>個別の職員に対する賃金の改善額は、副主任保育士等、職務分野別リーダー等の職員の区分に応じ、処遇改善</u>	【基本的な考え方】 <u>（新設）</u> 【観点】 <u>（新設）</u> 【関係法令】 <u>（新設）</u> 【評価事項】及び【評価】 <u>（新設）</u>	通知発出

該当箇所	改正内容		改正理由
	新	旧	
	<u>加算通知第2 3 (3) に定める要件を満たしていない。</u> <u>【C】</u>		
<u>(3)</u> 虚偽等の場合の返還措置	【基本的考え方】 (略) 【観点】 (略) 【関係法令等】 <u>2 処遇改善等加算通知第7</u> 【評価事項】 及び 【評価】 (略)	【基本的考え方】 (略) 【観点】 (略) 【関係法令等】 <u>2 処遇改善等加算通知第8</u> 【評価事項】 及び 【評価】 (略)	通知廃止・発出による修正
<u>(4)</u> その他	【基本的考え方】 (略) 【観点】 (略) 【関係法令等】 (略) 【評価事項】 及び 【評価】 (略)	【基本的考え方】 (略) 【観点】 (略) 【関係法令等】 (略) 【評価事項】 及び 【評価】 (略)	通知廃止・発出による修正